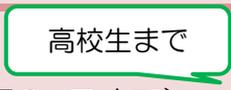
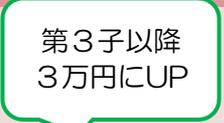


令和6年10月(12月支給分)から

# 児童手当の制度が変わります！



## ■変更点

	《変更前》 令和6年9月分まで (令和6年10月10日支給分まで)	《変更後》 令和6年10月分から (令和6年12月10日支給分から)
支給対象	中学生までの児童 (15歳到達後の最初の3月31日まで)	高校生までの児童 (18歳到達後の最初の3月31日まで)  
所得制限	あり	なし
手当月額	○3歳未満 15,000円 ○3歳～小学生 第1子・第2子 10,000円 第3子以降 15,000円 ○中学生 10,000円 ○所得制限限度額超 5,000円 ○所得上限限度額超 0円	○3歳未満 第1子・第2子 15,000円 第3子以降 <b>30,000円</b> ○3歳～ <b>高校生</b> 第1子・第2子 10,000円 第3子以降 <b>30,000円</b>  
支給月	年3回 2月・6月・10月	年6回 <b>2月・4月・6月・8月・10月・12月</b> (令和6年12月から変更)
第3子以降加算の算定対象	高校生までの児童 (18歳到達後の最初の3月31日まで)	<b>大学生年代までの児童</b> <b>※親族の経済的負担がある場合に限る</b> (22歳到達後の最初の3月31日まで) ★詳しくは裏面をご覧ください

## ■申請について《裏面の申請確認フローでご確認ください》

《初回(令和6年12月10日)の支給に反映するためには》

**期限：令和6年10月31日(木曜日)までに申請してください**

《制度改正による支給申請期限》

**最終期限：令和7年3月31日(月曜日)まで**



**※この期限を過ぎると、10月分からさかのぼっての支給ができなくなります。**

**※令和7年4月に申請した場合、5月分からの支給となります。**

### 【お問い合わせ先】

洞爺湖町子育て支援課子育て支援係  
049-5604  
洞爺湖町栄町63番地1 健康福祉センター内  
☎ 0142-82-7100

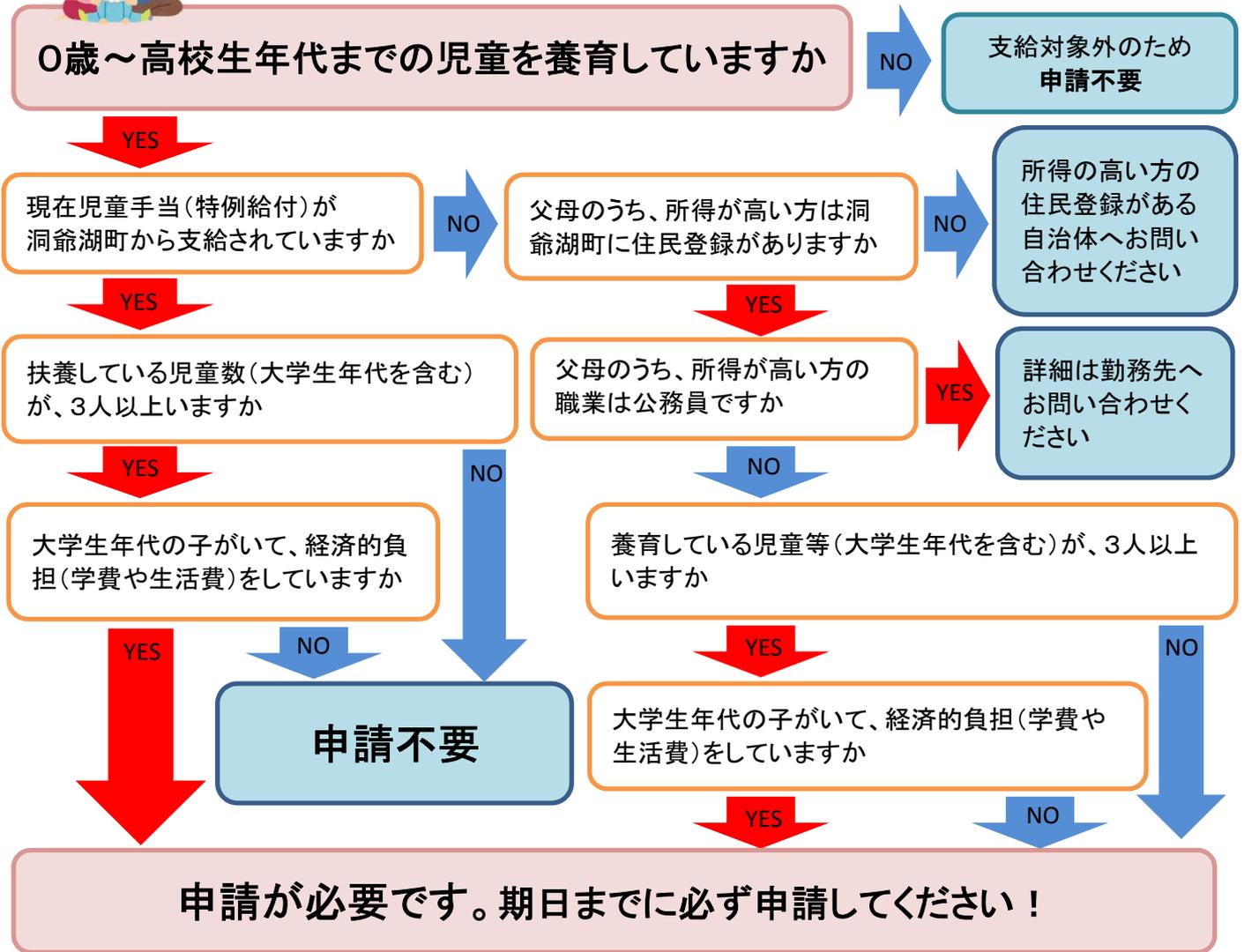
### ■申請場所

- 健康福祉センターさわやか
- 洞爺湖温泉支所
- 洞爺総合支所

裏面もご覧ください⇒



# 《申請確認フロー》



- 高校生年代…平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれの児童
- 大学生年代…平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれの子

## ■ 第3子以降加算のカウント方法について

カウント対象となる子が、高校生年代(18歳年度末)から大学生年代(22歳年度末)まで引き上げられます。年長者から第1子、第2子、第3子…と数えます。

### ◆算定例◆

	第1子 21歳 なし		第2子 17歳 10,000円		第3子 10歳 30,000円	→	<table border="1"> <thead> <tr> <th>児童年齢</th> <th>算定(カウント)</th> <th>支給金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21歳</td> <td>第1子</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17歳</td> <td>第2子</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>10歳</td> <td>第3子</td> <td>30,000円</td> </tr> </tbody> </table>	児童年齢	算定(カウント)	支給金額	21歳	第1子		17歳	第2子	10,000円	10歳	第3子	30,000円
児童年齢	算定(カウント)	支給金額																	
21歳	第1子																		
17歳	第2子	10,000円																	
10歳	第3子	30,000円																	
	カウントなし 24歳 なし		第1子 5歳 10,000円		第2子 0歳 15,000円	→	<table border="1"> <thead> <tr> <th>児童年齢</th> <th>算定(カウント)</th> <th>支給金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24歳</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5歳</td> <td>第1子</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>0歳</td> <td>第2子</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table>	児童年齢	算定(カウント)	支給金額	24歳			5歳	第1子	10,000円	0歳	第2子	15,000円
児童年齢	算定(カウント)	支給金額																	
24歳																			
5歳	第1子	10,000円																	
0歳	第2子	15,000円																	



22歳年度末までの子であっても、婚姻し生計を独立している・自立し生計を維持している等、受給者が監護(養育)していると判断できない場合は対象外となります。